

埼玉県議会議長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県議会議長賞（以下「議長賞」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長賞の交付)

第2条 議長は、広く県民の文化活動を奨励し、又は県内産業の振興及び県民生活の向上を図るため、これらに寄与すると認められる大会、発表会、競技会、共進会その他の行事（以下「行事」という。）における成績優秀者に対して、議長賞を交付することができる。

2 議長は、議長賞として、賞状を交付するものとする。

3 議長が議長賞として交付する賞状の数は、1行事につき1点とする。ただし、行事の部門が複数に分かれているときは、部門数を限度に交付することができる。

4 議長は、申請があった場合には、議長賞に副賞を添えることができる。

(交付対象行事)

第3条 議長賞交付の対象となる行事は、教育、文化、芸術及びスポーツ並びに農林水産業及び商工業並びに県民福祉に係る分野の行事で、コンクール形式で行われる県内複数の市町村にわたる広域的なものとする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(議長賞の特例)

第3条の2 議長は、第2条第1項に定めるほか、教育、文化、芸術及びスポーツ等の各分野において貢献した者に対して、特に賞を交付するに値すると認めるときは、議長賞を交付することができる。

(審査基準)

第4条 議長は、申請のあった行事が次の各号のいずれかに該当するときは、議長賞を交付しないものとする。

(1) 営利又は私的な利益を目的とするもの

(2) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの

(3) 主催者について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの

(4) 参加者から参加料等を徴収する場合において、当該参加料等の金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの

(5) その他議長が適当でないと認めるもの

(交付申請)

第5条 議長賞の交付を受けようとする行事の主催者は、様式第1号の申請書に、次に掲げる書類を添付して、行事開催の1か月前までに議長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、会則等その主催者の概要が分かる書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画書、募集要項等その行事の目的、内容等が分かる書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) その他参考となる書類

2 埼玉県議会の後援とあわせて議長賞の交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、添付書類を省略することができる。

(交付決定)

第6条 議長は、議長賞の交付申請があったときは、第3条及び第4条に規定する審査基準により、その内容を審査し、議長賞を交付するときは、様式第2号の決定通知書により、交付しないときは、様式第3号の不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長賞の交付を決定する場合は、議長賞賞状の交付をもって、決定通知に代えることができるものとする。

(交付の取消)

第7条 議長は、議長賞の交付を決定した行事が申請の内容と異なるなど、交付が不相当と認めるときは、交付の決定を取り消すものとする。

2 議長は、議長賞の交付を取り消した場合において、すでに賞状（副賞がある場合は、副賞を含む。）が交付されているときは、すみやかにその返還を命ずるものとする。

(報告書の提出)

第8条 議長賞の交付を受けた行事の主催者は、受賞者への議長賞交付後速やかに、様式第4号の終了報告書に必要な書類を添えて、議長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議長賞の交付について必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

埼玉県議会議長賞交付申請書

年 月 日

埼玉県議会議長様

団 体 名
代表者の職・氏名
住 所
電 話 番 号

関係議員氏名
(該当がある場合)

下記の行事について、埼玉県議会議長賞の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行 事 名
- 2 行事開催目的
- 3 行事開催期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
- 4 行事開催場所
- 5 表彰日 (受賞者への交付日) 年 月 日 (年 月 日)
- 6 交付希望 賞 状 枚 (部門名)
 議会用意 申請者用意
副 賞 個 (品名)
- 7 前年度交付の有無 有 ・ 無
- 8 知事賞の有無 有 (担当課) ・ 無
- 9 連絡責任者 (氏名・電話番号)
- 10 その他参考となる事項

様式第2号（第6条関係）

埼玉県議会議長賞交付決定通知書

埼 議 第 号
年 月 日

様

埼玉県議会議長

年 月 日付け申請のあった下記行事に係る埼玉県議会議長賞については、交付します。

記

1 行 事 名

行事開催期日

行事開催場所

2 議長賞交付数 賞状 枚（部門名 ）
副賞 個（品名 ）

3 交付条件

- (1) 交付申請書の内容に変更があった場合は、直ちに報告してください。
- (2) 交付決定後、議長賞の交付が不相当と認められた場合は、この決定を取り消すことがあります。
- (3) この行事が終了したときは、速やかに終了報告書を提出してください。

様式第3号（第6条関係）

埼玉県議会議長賞不交付決定通知書

埼 議 第 号
年 月 日

様

埼玉県議会議長

年 月 日付け申請のあった下記行事に係る埼玉県議会議長賞については、交付しません。

記

1 行 事 名

行事開催期日

行事開催場所

2 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

終 了 報 告 書

年 月 日

埼 玉 県 議 会 議 長 様

団 体 名
代表者の職・氏名
住 所
電 話 番 号

埼玉県議会議長賞の成績優秀者への交付が終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 行 事 名
- 2 行事開催期間 年 月 日()～ 年 月 日()
- 3 行事開催場所
- 4 出展（出場）者数
- 5 表彰日（受賞者への交付日） 年 月 日（ 年 月 日 ）
- 6 議長賞受賞者氏名
- 7 添付書類
 - (1) 議長賞受賞作品の写真（写真がない場合は、受賞者名簿等）
 - (2) パンフレット等行事の実施状況が分かるもの

※ この終了報告書は、受賞者への議長賞交付後速やかに提出してください。